

第 7 2 2 回 農 地 部 会 議 事 録

開 催 日 時	平成28年3月6日（月） 午後4時00分から	
開 催 場 所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出 席 委 員	楠瀬 裕久 ・ 加藤 孝幸 ・ 田内 正博 ・ 成岡 三男 ・ 鍋島 義信 ・ 平田 文彦 ・ 山崎 茂盛 ・ 澤本 和男 ・ 宮田 義久 ・ 竹内 義昭 ・ 中山 忠明 ・ 前田 貴美雄 ・ 宇賀 巖 ・ 上田 博 ・ 久保 壽美男 ・ 島田 研一 以上16名	
欠 席 委 員	西野 幸一 ・ 森本 常喜 ・ 横山 桂一 ・ 氏原 嗣志 以上4名	
部会外出席委員	会長 門田 博文 ・ 会長職務代理者 大野 哲 以上2名	
事務局出席者	吉良事務局長 ・ 岩崎次長 ・ 榮枝管理主幹 ・ 野中主任 ・ 尾崎主査 ・ 竹内主任 ・ 榮枝主査 以上7名	
議 題	第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案 第6号議案 第7号議案 第8号議案 議案外（報告） 農地法第3条の規定による許可申請の件 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 農地法第4条の規定による許可申請の件 農地法第5条の規定による許可申請の件 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 非農地証明願の件 買受適格証明願の件 ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件	
備 考〔添付書類〕	○第722回農地部会議案書 ○現地案内図 ○農用地配分計画の許可について	

開 議 長	会 長	(農地部会長中山忠明が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後4時00分)) ただいまより第722回農地部会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	議 長	欠席委員の報告を行います。西野委員、氏原委員、森本委員、横山委員、以上4名の委員より欠席の届出が参っております。部会委員総数20名中、出席委員数16名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第22条4項に基づき、本日の農地部会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	議 長 委 員 議 長	次に、議事録署名委員の選任につきましては部会長より指名いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) ありがとうございます。それでは指名いたします。署名委員は、加藤孝幸委員と竹内義昭委員の2名をお願いいたします。
議 議 長 尾崎主査	議 議 長 尾崎主査	只今から議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 今月は継続審議案件を含めて、全体で10件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 案件1は、鏡今井、その他の区域、畑、1,300㎡を、譲受人の希望により経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地の内、猪による被害のため休耕している春野町弘岡下の1筆を除き、全て耕作しており、今回の申請地ではユズを耕作する予定であるとのことです。 農機具については、トラクター等5台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、他に父と祖母も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響については、申請地ではこれまでと同様の耕作を行う予定であるため、特に影響がないと考えるとのことです。 続きまして、案件2は、五台山、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、76㎡、外1筆、計92㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買で所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請

地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、野菜を耕作する予定であるとのこと。

譲受人は、現在、トラクター等7台の大農機具を所有しており、本人のほか、妻と長男も農業に従事しており、効率的な利用が出来るとのこと。

申請地では、地域の防除基準に従って営農するため、周囲への悪影響は特にないと考えるとのこと。

続きまして、案件3は、長浜、市街化区域、畑、169 m²を、交換のため所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、芋・玉ねぎを耕作する予定であるとのこと。

譲受人は、現在、耕耘機1台の大農機具を所有しており、本人のほか、夫が農業に従事しており、効率的な利用が出来るとのこと。

申請地は、譲受人が現在耕作している畑に隣接しており、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従って営農するため、周囲への影響は特にないと考えるとのこと。

なお、本案件の対象となる農地を、一般法人である譲渡人が所有していた事情についてご説明いたします。当該地は平成28年12月20日に分筆されて現在の面積となっておりますが、分筆前の地番について、今回の譲渡人である法人が分譲宅地として転用するため、農地法第5条届出が提出され、平成28年7月12日に受理されて所有権が移転されておりました。しかしながら、転用のために測量等を行ったところ、申請地の一部は宅地として分譲するには不適な土地であることがわかり、今回、その部分について分筆を行って、譲受人に3条で農地として所有権移転を行うものです。

また、本案件は目的が交換となっておりますが、交換対象となる土地については、本案件の譲渡人である法人が分譲宅地として転用を行うため、5条届出が出ておりますので、関連案件として、先に交換の対象である5条届出の内容についてご説明いたします。議案書は、63ページをご覧ください。

案件16は、長浜、市街化区域、畑、202 m²外1筆、合計375 m²を、分譲宅地に転用するため、5条届出があったものです。

以上が、第1号議案の案件3の交換の内容の説明です。

続きまして、案件4は、重倉、その他の区域、登記地目、田、現況、畑、525 m²外1筆、合計1,906 m²を、譲受人の希望による経営拡大のため、所有権を移転するとい

う申請です。現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では、ユズを耕作する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機等4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻も農業に従事しているため効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

譲受人の経営面積2,154㎡には、譲受人が佐川町で経営する農地の面積も含まれており、佐川町農業委員会に照会したところ、耕作中の農地であることの回答を得ています。

今回の申請が許可となりますと、経営面積は合計で4,060㎡となり、下限面積要件を満たすこととなります。

続きまして、案件5は、一宮徳谷、市街化区域、登記地目、田、現況、畑、354㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では、野菜を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機等3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、現在も譲受人が現地を耕作しており、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農しているため、今後も特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書2ページから3ページにまたがります案件6は、布師田、市街化調整区域、田、727㎡外1筆、合計1,117㎡を、譲渡人の希望による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機等3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、補助者が1名農業に従事するため、効率的な利用ができるとのことです。

申請地の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻を耕作するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書3ページから4ページにまたがります案件7は、土佐山桑尾、その他の区域、畑、2,510 m²外11筆、合計11,129 m²を、一括贈与のため、同一農家世帯内の譲渡人から譲受人に所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は譲渡人と同一世帯で、所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では、従前どおり水稻及び野菜を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機等3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、別世帯の子二人も農業に従事するため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書4ページから5ページにまたがります案件8及び案件9は譲受人が同一の関連案件となっておりますので、合わせて説明いたします。

議案書4ページから5ページにまたがります案件8は、春野町弘岡中、市街化調整区域、田、350 m²外3筆、合計689 m²を、案件9は、同じく春野町弘岡中、市街化調整区域、畑、66 m²外1筆、合計75.91 m²を贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は案件8についてはNo.8を、案件9についてはNo.9をご覧ください。それぞれピンクに塗っているところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地のうち貸付地以外の農地を全て耕作しており、案件8の申請地では水稻を、案件9の申請地では野菜を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等8台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に次男が農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、案件8の農地の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻を耕作するため、周辺農地には特に影響がないと考えるとのことであり、また案件9の農地の周囲は全て宅地であり農地がないことから、影響がないと考えるとのことです。

続きまして、案件10は、春野町弘岡下、市街化調整区域、田、211 m²を贈与により

	所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地ではキュウリを耕作する予定であるとのことことです。 農機具については、トラクター等8台の大農機具を所有しているとのことことです。 譲受人は農作業の経験があり、別世帯の両親が手伝っているほか、臨時雇用者も2名従事しているため、効率的な利用ができるとのことことです。 周辺農地への影響については、農地の取得後は周辺農地の農業者と協調して耕作を行うため、特に影響がないと考えるとのことことです。 以上、全ての案件について農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。なお、現地については地元委員さんに確認をいただいております。 以上で第1号議案の説明を終わります。
議 長	第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。まず、第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。
楠瀬委員	案件1については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	次に、第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。
成岡委員	案件2と3については地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件4から案件7については地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	最後に、第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
上田委員	案件8から案件10については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。 審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件1から案件10につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)

議 長
議 長

案件1から案件10につきましては、許可することに決定いたします。

次に、第2号議案、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

尾崎主査

今月は全体で9件の届出が出されております。議案書は7ページをお開きください。

案件1と案件2は、被相続人が同一の案件であり、平成27年11月25日相続により所有権を取得したことの届出ですのでまとめて説明いたします。

案件1は、朝倉丙、市街化区域、田、716㎡外3筆、合計1,058.30㎡の所有権を取得したことの届出です。現在、届出人両名の家族が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。

続きまして、議案書8ページから9ページにまたがります案件2は、朝倉丙、市街化区域、田、340㎡の内244.87㎡外9筆、合計4,521.87㎡の所有権を取得したことの届出です。現在、届出人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのことです。

続きまして、案件3は、神田、市街化区域、登記地目 山林、現況 畑、80㎡外2筆、合計173㎡を平成26年7月24日、相続により所有権を取得したことの届出です。

申請地は、転用を行うとのことで、既に5条届出が提出、受理されており、あっせんの希望はないとのことです。当該5条届出については、本件と関連する案件となりますので、先にご説明いたします。議案書62ページをご覧ください。

議案書62ページの案件14は、先ほど説明いたしました神田の土地を、分譲宅地に転用する目的で所有権を移転するため、平成29年1月16日に5条届出があったものです。地元委員に現地をご確認いただき、受理通知書を交付しております。

それでは、第2号議案の説明に戻ります。議案書は9ページをご覧ください。

議案書9ページから10ページにまたがります案件4は、五台山、市街化調整区域、畑、247㎡外8筆、合計1,149㎡を平成28年5月2日、相続により所有権を取得したことの届出です。届出人が県外に在住であり、ほかに作ってくれる人のあてもないことから、農業委員会のあっせんを希望するとのことであり、あっせん申出書を届出人に郵送して、提出を待っております。

続きまして、議案書は10ページから12ページにまたがります案件5は、一宮しなね一丁目、市街化区域、田、23㎡外14筆、合計3,260.42㎡を、平成28年4月26日、相続により所有権を取得したことの届出です。現地は届出者の知人が耕作しており、あっせんの希望はないとのことです。

続きまして、議案書12ページの案件6は、春野町東諸木、市街化調整区域、田、1,302㎡を平成28年10月28日、相続により所有権を取得したことの届出です。

届出者は県外に住んでおり、届出地の管理等が困難であることから、あっせんの希

	望があり、既にあっせんの申出書が提出されております。 続きまして、案件7は、春野町東諸木、市街化調整区域、田、1,096㎡を、平成22年11月18日、相続により所有権を取得したことの届出です。 届出者は届出地の耕作等を行う意向がないことから、あっせんの希望があり、既にあっせんの申出書が提出されております。 続きまして、議案書12ページから13ページにまたがります案件8は、春野町東諸木、市街化調整区域、田、49㎡外4筆、合計3,817㎡を、平成28年2月28日、相続により所有権を取得したことの届出です。 現在、届出者が耕作しており、あっせんの希望はないとのことです。 続きまして、議案書13ページから16ページにまたがります案件9は、春野町秋山、市街化調整区域、田、379㎡外20筆、合計6,136㎡を、平成28年10月17日、相続により所有権を取得したことの届出です。 なお、届出があった農地のうち3筆については、届出者より平成29年1月11日にあっせんの申出をいただいております、平成29年2月23日に高知春野農協本所で開催いたしましたあっせん会議により、所有権の移転取引が成立しております。残りの18筆については、届出者が耕作するため、あっせんの希望はないとのことです。 なお、あっせん会議で取引が成立した案件については、4月6日に開催予定の第723回農地部会にて説明いたします。 以上、全ての案件について、相続登記が済んでいることを事務局にて確認しております。以上で、第2号議案の説明を終わります。
議 長	第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず、第一事前審査会の楠瀬委員長より報告をお願いいたします。
楠瀬委員	案件1と2については受理相当と認めました。
議 長	次に、第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。
成岡委員	報告します。案件3、案件4について妥当と認めました。
議 長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件5について受理相当と認めました。
議 長	最後に、第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
上田委員	案件6から案件9については受理相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1から案件9について

委員 議長	は受理することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) 案件1から案件9については受理することに決定いたします。
尾崎主査	続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。 今月は全体で1件の申請が出されております。議案書は18ページをお開きください。 案件1は、鏡増原、畑、21㎡を、墓地に転用するという申請です。 現地案内図は、No.11をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。 農地の種別につきましては、甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しています。 事業計画書の内容についてご説明いたします。 申請地を選んだ理由として、現在申請者が管理している墓地が自宅近くの山林の中にありますが、墓地の数が多く、日当たりや墓地までの道が悪いため、管理が困難になってきたことから、本件申請地に納骨堂の建立を計画したとのことです。申請地は自宅近くで日当たりもよく、管理もしやすいため、選んだとのことです。 申請地の利用計画としては、整地後コンクリート舗装し、納骨堂1基を建立する計画となっています。 被害防除計画としましては、申請地から出る排水は雨水のみであり、申請地周辺の自己所有地内に自然浸透させるため、周辺農地への影響はないとのことです。 資金証明書类等、必要な書類は全て添付されております。 「農業振興地域の整備に関する法律」の関係では、平成28年1月23日付けで農用地区域からの除外となっております。 「墓地、埋葬等に関する法律」関係では、現在、高知市環境保全課に墓地経営許可の申請中です。 土木委員の意見については、問題なしとの意見を事務局で確認しております。 以上で第3号議案の説明を終わります。
議長	第3号議案の説明が終わりました。案件が第一事前審査会です。第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。
楠瀬委員	案件1については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委 員

(意見、質問なし)

ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1につきましては、許可相当として県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

案件1につきましては、許可相当として県知事に送付することに決定いたします。続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

尾崎主査

今月は全体で2件の申請が出されております。議案書は20ページをお開きください。

案件1は、行川、田、383㎡外5筆、合計1,830㎡を、露天の資材置場に転用するため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.12をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。

農地の種別につきましては、甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しています。

事業計画書の内容についてご説明いたします。

申請地を選んだ理由として、高知市大谷に事業所を有する譲受人は、現在、仁井田に7,295㎡の資材置場を所有しておりますが、事業所から遠方であることに加え、事業拡大に伴い資材も増加し、既存の仁井田の資材置場では手狭となっているため、高知市西部に事業用としての資材の保管場所を探していたとのことです。

本件の申請地は譲受人の事業所から近く、近隣に民家もなく、運搬車両の通行や資材の積み降ろし等の騒音で周辺住民に迷惑をかける恐れがなく、また、資材置場としての十分な面積を確保できるため選定したとのことです。

申請地の利用計画としましては、申請地は50cm以下の切土及び盛土を行い、表面に砕石を敷設・転圧し整地した後、申請地南側部分を足場用資材、型枠、鉄筋、砂利等の置場に、北側部分を重機2台、2トントラック4台、また、就業時間中は従業員の車8台分の駐車スペースに転用する計画となっております。

進入路としては、県道から申請地北側に延びる幅員2.5mの既存通路を使用して進入する計画となっております。現地案内図に矢印で示している箇所が計画進入路です。

被害防除計画としまして、東側は河川、南側は水路及び県道、北と西は農地となっており、申請地から発生する排水については、北側にある既存水路に排水するため、周囲の農地への悪影響はなく、また場内に十分な通路を設けることによって、土砂等の流出や法面の崩壊を防ぐ計画となっております。

法人関係書類等、必要な書類は全て添付されております。

「農業振興地域の整備に関する法律」関係では、平成28年7月26日付けで農用地区域

	からの除外となっております。 土木委員の意見については、意見なしとの意見書が添付されております。 続きまして、案件2は、1月に開催された第720回農地部会においてご審議いただきましたが、書類に不備があるため保留となった案件です。 申請者には部会の結果を伝え、書類の修正を依頼しており、申請者からは書類の修正について行政書士と相談し、提出する旨の回答がありましたが、現在まで提出されておられません。 以上で第4号議案の説明を終わります。
議 長	第4号議案の説明が終わりました。事前審査会からの報告をお願いいたします。まず、第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。
楠瀬委員	案件1については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	次に第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。
成岡委員	案件2については、審議した結果、書類不備のため、不許可と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入りますが、先に案件1について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
竹内委員	案件1の土地について、所有者の名前が違って土地が一緒ですがこれはどういうことでしょうか。
尾崎主査	案件1の土地についてご説明いたします。申請地につきましては、議案書の譲渡人の欄に2名の方の名前が出ております。最下段の欄の筆につきましては、上の欄と所有者が違っております。
竹内委員	この場合、案件1と案件2に分かれるのではないですか。
尾崎主査	案件1については許可申請が1件で、譲渡人が2名、譲受人が1名で議案書に記載させていただいております。
竹内委員	こういった形式でよいのか。案件を分けなければいけないのではないか。
尾崎主査	再度ご説明いたします。本件については、譲受人が資材置場に転用するための許可申請となっておりますが、複数の筆が申請されている中で、所有者が複数おられるわけですが、転用の事業者はあくまで1人でありまして、1件の許可申請の案件として取り扱うのが妥当であり、過去にもこうした取り扱いで問題になったことはないと確認いたしました。
竹内委員	過去にこうした取り扱いはあったか記憶はありますか。
議 長	基盤強化でも3条でも、こういうケースでは議案の項目を分けていたのではなかったでしょうか。

門田会長	いま申請書を確認したところ、申請は連名で出てきています。
議長	後ほど事務局より詳しい報告があるそうです。それでよろしいでしょうか。事務局はそのとおりお願いいたします。他に案件1についてご意見等はございますか。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件を分ける必要性について1件にまとめることで問題なければ、案件1については許可相当として県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件1について1件にまとめることで問題なければ、許可相当として県知事に送付することに決定いたします。次に案件2についての審議をお願いいたします。事前審査会の報告では書類不備のため、不許可相当との報告がございましたが、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件2につきましては、書類不備のため、不許可相当として県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	案件2につきましては、書類不備のため、不許可相当として県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。
尾崎主査	今月は全体で2件の申請が出されております。議案書は22ページをお開き下さい。 案件1は、仁井田の4筆、2,846㎡を、公共工事の施工に伴い、現場事務所及び作業場並びに駐車場に使用するため、平成29年3月31日まで一時転用するという内容で、平成29年1月16日付けで農地法第5条の規定による許可を受けておりましたところ、平成29年度も引き続き転用者が公共工事を受注することとなったことに伴い、転用期間を延長したいという内容の申請です。現地案内図はNo.14をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。 今回の申請は、転用期間を平成29年7月31日まで延長するというもので、利用目的については当初の許可内容から変更ありません。 続きまして、議案書は23ページの案件2は、春野町西分、1,157㎡を、工事現場の駐車場として一時転用するという内容で、平成28年9月15日付けで農地法第5条の規定による許可を受けた土地となります。現地案内図はNo.15をご覧ください。ピンクに塗っている

	ところが申請地です。 今回の申請は、申請者が請け負っている本体工事の計画変更により工期が延長となったことに伴い、申請地を引き続き工事現場の駐車場として使用するため、転用期間を平成 29 年 7 月 31 日まで延長するというものです。 以上で第 5 号議案の説明を終わります。
議 長	第 5 号議案の説明が終わりました。案件が、第二、第四事前審査会です。まず、第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。
成岡委員	案件 1 について、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、変更妥当と認めました。
議 長	次に、第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
上田委員	案件 2 については、地元委員の現地確認を踏まえ、審議した結果、変更妥当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。第 5 号議案につきましては、承認することが妥当であるとして、県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	第 5 号議案につきましては、承認することが妥当であるとして、県知事に送付することに決定いたします。
	次に、第 6 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
尾崎主査	今月は、全体で 40 件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定案件が 16 件、更新案件が 23 件、所有権を移転する案件が 1 件となっております。 議案書 25 ページに所有権移転案件の総括を掲載しておりますので、内容についてご説明いたします。 所有権を移転する者が 1 名、所有権の移転を受ける者が 1 名、所有権の移転を行う土地の内訳は、田が 2 筆で 2,853 m²となっております。 それでは、当該所有権移転の案件の内容についてご説明いたします。議案書 46 ページの案件 40 をご覧ください。 案件 40 は、春野町森山、田、2,273 m²外 1 筆、合計 2,853 m²について、平成 28 年 11 月 17 日に譲渡人よりあっせんの申出を受け、平成 29 年 2 月 6 日に高知市役所たか

じょう庁舎5階の農業委員会事務局にてあっせん会議を開催し、当事者間で話がまとまったため、所有権を移転するという案件です。

それでは、利用権の設定案件の説明に戻ります。議案書 26 ページの利用権設定に関する総括表をご覧ください。

今月は、利用権を設定する者が 38 名で延べ 43 名、利用権の設定を受ける者が 27 名で延べ 43 名となっております。

土地の内訳は、田が 137 筆で 81,239.96 m²、畑が 15 筆で 9,446 m²、合計 152 筆で 90,685.96 m²です。

設定の内訳としましては、更新設定が 81 筆で 51,958.96 m²、新規設定が 71 筆で 38,727 m²です。

期間別の設定状況及び地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは、利用権の新規設定についてご説明いたします。議案書 29 ページをご覧ください。

議案書 29 ページの案件 4 は、五台山、田、239 m²外 3 筆、合計 936 m²を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 39 年 3 月 31 日までの 10 年間貸すという、使用貸借権の新規設定です。

続きまして、案件 5 は、池、田、852 m²、外 2 筆、合計 2,887 m²を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 31 ページから 32 ページにまたがります案件 10 をご覧ください。案件 10 は、布師田、田、442 m²のうち 357 m²外 9 筆、合計 5,145 m²を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定及び更新設定です。

続きまして、議案書 32 ページの案件 13 は、布師田、田、700 m²を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 33 ページの案件 16 は、布師田、田、820 m²外 1 筆、合計 2,302 m²を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案 35 ページをご覧ください。議案書 35 ページから 36 ページにまたがります、案件 18 は、布師田、田、978 m²外 9 筆、合計 5,012 m²を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、10 筆の内 2 筆については未相続地となっており、設定期間が 5 年以内であるため、相続持分が過半数となる相続権者から同意を得ていることを確認しております。

続きまして、議案書 37 ページの案件 23 をご覧ください。案件 23 は、大津甲、田、

1,054 m²を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 37 ページから 40 ページにまたがり、案件 27 をご覧ください。案件 27 は、大津乙、田、1,201 m²外 19 筆、合計 10,554 m²を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 40 ページから 41 ページにまたがり、案件 28 をご覧ください。案件 28 は、大津乙、田、938 m²外 7 筆、合計 3,497 m²を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして議案書 41 ページの案件 30 をご覧ください。案件 30 は、大津乙、田、674 m²外 2 筆、合計 2,211 m²を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 44 ページの案件 33 と、議案書 44 ページから 45 ページにまたがり、案件 34 は、中間管理権の設定により、高知県農業公社が農地を借り受ける内容の関連案件ですので、まとめて説明いたします。

議案書 44 ページの案件 33 は、春野町弘岡下、登記地目、田、現況、畑、1,398 m²外 1 筆、合計 2,373 m²を、議案書は 44 ページから 45 ページにまたがり、案件 34 は、春野町弘岡下、登記地目、田、現況、畑、115 m²外 5 筆、合計 1,550 m²を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、両案件とも最終貸付予定者は、現地で野菜を栽培する予定であるということです。

続きまして案件 36 は、春野町内ノ谷、田、622 m²外 1 筆、合計 1,522 m²を、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、申請地は未相続地であり、設定期間が 5 年以内であるため、相続権者の 2 分の 1 を超える同意があることを事務局で確認しております。

続きまして議案書 46 ページの案件 37 と案件 38 は借人が同一の関連案件ですのでまとめて説明いたします。案件 37 は、春野町甲殿、登記地目、田、現況地目、畑、102 m²外 1 筆、合計 1,000 m²を、案件 38 は、春野町甲殿、田、552 m²外 1 筆、合計 1,047 m²を、両案件とも平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという、使用賃借権の新規設定となっております。なお、案件 38 の申請地は 2 筆とも未相続地であり、設定期間が 5 年以内であるため、それぞれの申請地について相続権者の 2 分の 1 を超える同意があることを事務局で確認しております。また両案件とも借人は、耕作放棄地の解消事業を利用するということです。

続きまして案件 39 は、春野町森山、田、909 m²を平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年

	3月31日までの1年間貸すという、使用貸借権の新規設定です。 以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 全ての案件について本日の部会で計画が妥当なものと決定されますと、平成29年4月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。 以上で、第6号議案の説明を終わります。
議 長	第6号議案の説明が終わりました。案件が、第一から第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いいたします。
楠瀬委員	案件1と2につきましては妥当なものと認めました。
議 長	次に、第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。
成岡委員	案件3から案件5につきましては妥当なものと認めました。
議 長	次に、第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件6から案件32につきまして妥当なものと認めました。
議 長	最後に、第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
上田委員	案件33から案件40につきまして妥当なものと認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。案件1から案件40につきましては、妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件1から案件40につきましては、妥当なものと決定することにいたします。 次に、第7号議案、非農地証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
尾崎主査	今月は14件の申請が出されております。議案書は48ページから50ページにかけてご覧ください。それぞれの申請人及び土地の所在等については議案書のとおりです。 地区の内訳は、朝倉が2件、秦が1件、鴨田が1件、潮江が1件、三里が3件、一宮が2件、春野が4件となっております。全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、非農地証明書を交付しております。追認をお願いいたします。
議 長	第7号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。第7号議案につきましては、

		追認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)	
議 長	第7号議案につきましては、追認することに決定いたします。 次に、第8号議案、買受適格証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。	
尾崎主査	議案書は52ページから53ページにかけてご覧ください。今月は2件の申請が出されております。 買受適格証明とは、民事執行法による競売や国税徴収法の滞納処分による公売等の際して、売却する物件の中に農地が含まれていた場合、その農地を申請者が買受けることができることの証明です。 競売、公売による売買であっても、農地を買い受ける場合には農地法第3条許可もしくは農地法第5条による許可等が必要となります。 もしも入札の結果、最高価格で落札した者が、農地法第3条による農地の買受、あるいは農地法第5条による転用のための農地買受ができなかった場合、入札をやり直す必要が生じてしまうことから、入札に参加する者は、あらかじめ落札した場合に農地法第3条許可もしくは農地法第5条許可等を受けることができるという、許可権者の証明を添付して入札に参加することとされているものです。 それでは、それぞれの案件の内容についてご説明いたします。議案書52ページをご覧ください。 案件1は、五台山、市街化調整区域、田、607㎡外1筆、合計1,210.01㎡につきまして、農地法第3条で農地を買い受ける目的で、高松国税局が実施する公売に参加するための申請です。 続きまして、議案書53ページの案件2は、長浜、市街化区域、畑、991㎡外2筆、合計2,249.61㎡につきまして、太陽光発電施設に転用する目的で、高知地方裁判所が実施する競売に参加するための申請です。 以上、全ての案件につきまして、公売、競売に参加するため買受適格証明願が提出され、地元委員の確認を得て、証明書を交付しております。追認をお願いします。	
議 長	第8号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。	
委 員	(意見、質問なし)	
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。第8号議案につきましては、追認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。	
委 員	(異議なし)	

議 長	第8号議案につきましては、追認することに決定いたします。
尾崎主査	次に、議案外の報告を事務局より一括してお願いします。 それでは、議案外の案件についてまとめてご報告いたします。 まず、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は55ページから56ページにかけてご覧ください。 今月は3件の届出が出されており、全ての案件について、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。 地区の内訳は、朝倉が1件、旭が1件、初月が1件、となっております。 続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は58ページから64ページにかけてご覧ください。 今月は21件の届出が出されており、全ての案件について、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。 地区の内訳は、朝倉が6件、旭が5件、秦が1件、鴨田が2件、中央が1件、長浜が2件、高須が1件、介良が2件、大津が1件となっております。 続きまして、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は66ページから69ページにかけてご覧ください。 今月は8件の通知が出されており、全ての案件について地元委員に合意解約に相違ないことについて確認を得て、受理しております。 以上で議案外報告を終わります。
議 長	議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。
委 員	(意見、質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら議案外報告を終わります。
成岡委員	質問があります。非農地証明の取り扱いについて、以前に非農地証明を取っていて、その後、登記せずに何年か置いておいても有効であると言えるのでしょうか。
榮枝主査	非農地証明につきましては、数年前であっても、事務局より過去に非農地証明を出したことの証明を発行することができます。その証明をもって地目変更登記ができる、ということになっております。
成岡委員	わかりました。
榮枝主査	先ほどの5条の許可の件ですが、県に確認しまして、今回のように譲渡人が2人、譲受人が1人、そして転用の目的が1つの場合は、1枚の申請書で出して差し支えありませんとのことでした。
議 長	5条許可の件はわかりました。
成岡委員	わかりました。それから5条届出と非農地証明のことですが、転用済みの場合は、

栄枝主査	同じ扱いになるものなのですか。 事務局としましては、基本的に法に基づく手続きをお願いしておりますので、基本的には届出で出してくださいとお願いしております。ただ、その上で申請者が非農地証明を出したい、と言った場合お断りはしていませんが、非農地証明は法定の業務ではなく、農業委員会が行政サービスとして行っているものですから、窓口では届出を勧めています。
成岡委員	非農地証明と届出の取り扱いの違いのことで、面積についてはいかがでしょうか。非農地証明では 1,000 m²を越えるものについては事務局が現地確認を行います。届出の場合はそういったことをされていますか。
栄枝主査	届出の場合はそういった面積の要件はないです。届出の場合、1,000 m²を越えるものについては、都市計画課の方に開発許可の確認はしてもらうようにしています。
議長	報告案件に関する質問についてはよろしいでしょうか。それでは事務局より説明があるとのこと。
栄枝管理主幹	農用地利用配分計画についてご説明させていただきます。お手元にお配りしております資料 1「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項に基づく農用地配分計画の許可について」と記載された資料をご覧ください。 農地中間管理事業としまして高知県農業公社が土地の所有者から農用地を借り受ける利用権設定につきまして、平成 28 年 12 月の農地部会でご審議いただき、計画が妥当なものと決定いただきましたことを受けまして、平成 29 年 4 月 1 日付けで高知市が公告した案件が 1 件ございます。 当該案件につきまして、平成 29 年 2 月 1 日付けで県において許可され、貸付予定者に貸付が開始された旨の報告がありました。 以上で報告を終わります。
次回農地部会 議長	次回の農地部会は 4 月 5 日（水）を予定しております。
閉 議長	以上で第 722 回農地部会を終了いたします。ありがとうございました。 （午後 5 時 6 分閉会）

以上のとおり会議の次第を記載し，相違のないことを証するためこれに署名する

平成 27 年 5 月 25 日

議 長

中山 忠明

議事録署名委員

加藤 孝幸

議事録署名委員

竹内 義昭

議事録作成者

野中 秀憲